

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
君島タクシー訪問介護ステーション 水俣市大園町一丁目3番3号	合資会社 君島タクシー 水俣市大園町一丁目3番3号 君島 勇	平成16年 3月4日	43000200225117	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第198号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
君島タクシー訪問介護ステーション 水俣市大園町一丁目3番3号	合資会社 君島タクシー 水俣市大園町一丁目3番3号 君島 勇	平成16年 3月4日	43000300142113	児童居宅介護

熊本県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	人吉イン ター線	人吉市北泉田町字木下 同所 同字	前	16.1 ～ 18.2	3.6	廃道処分
			後	16.1 ～ 16.1	3.6	

2 区域変更する期日 平成16年3月12日

熊本県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	水 俣 田 浦 線	葦北郡津奈木町大字福浜 4717番1地先から 同 所 同 字 4762番1地先まで	前	4.7 ～ 14.5	155.0	緊 道 整 (防災)
			後	4.7 ～ 24.5		

2 区域変更する期日 平成16年3月12日

熊本県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	植 木 河 内 港 線	鹿本郡植木町大字鑑田字宮ノ下 575番1地先から 同 所 同 字 530番1地先まで	前	9.0 ～ 20.4	151.0	緊 整 道
			後	15.7 ～ 35.6		

2 区域変更する期日 平成16年3月12日

熊本県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本空港線	熊本市水前寺一丁目 2番432-2地先から 同 所 3番347-2地先まで	35.5	単 橋 改

2 供用開始する期日 平成16年3月12日

熊本県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等